

アレルギー物質を含む食品の表示について

(第23回消費者委員会食品表示部会 説明資料)

平成25年5月30日(木) 消費者庁



アレルギー物質を含む食品に関する表示制度及びその経緯



食物の摂取による「アレルギー」とは

食物を摂取した際、身体が食物(に含まれるタンパク質)を異物として 認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがある。 これを食物アレルギーと呼んでいる。

アレルギー物質を含む食品の表示の経緯

<mark>平成11年3月</mark> 厚生労働省食品衛生調査会表示特別部会において「食品の表示のあ り方に関する検討報告書」※1取りまとめ

<mark>平成12年7月</mark> 同部会において「遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品 に関する表示について」の報告書※2取りまとめ

<mark>平成13年3月</mark> 厚生労働省令を改正(平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置)

- ・特定原材料(義務) 5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生)
- ・特定原材料に準ずるもの(推奨) 19品目

平成16年12月特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目•推奨20品目》

<mark>平成20年6月</mark> 特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示で ある特定原材料に移行 《義務7品目・推奨18品目》

消費者庁

※1食品の表示のあり方に関する検討報告書 平成11年3月5日 厚生省 食品衛生調査会 表示特別部会

1 アレルギー物質に関する食品表示の現状

- (1) 我が国の現状
 - ○現在、食品衛生法においては食品中のアレルギー物質についての表示は、義務付けられていない。
 - ○しかし、厚生科学研究による過去10年間の国内文献調査によれば、身体的に重症となるアナフィラキシーショック症状を呈した例として、そば、小麦、えび等が示唆されている。

(2) 国際的な動向

- コーデックス委員会の食品表示部会においては、包装された食品であってアレルギー物質を含めた過敏症を惹起することが知られている8種の原材料を含む食品については、その旨を表示すべきことを規定する案が、すでに合意されており、平成11年6月に採択される予定となっている。
- 欧米における状況:米国、カナダ、フランスでは、食品中アレルギー物質について原材料名表示の形で表示を義務化。一方、イタリア、スイス、ノルウェー、スウェーデンでは、食品中にアレルギー物質が含まれる場合、その旨を任意に表示。

2 アレルギー物質に関する食品表示の今後のあり方

- 食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これらを含有する食品に対し、 表示を義務付ける必要がある。
- ○アレルギーの警告表示の形をとらなくとも、健康危害の防止を行うことができると考えられる。
- ○表示方法については、食品中のアレルギー物質のポジティブリストを作成する方法、原材料名表示で対応する方法等が考えられる。今後、要検討。
- ○食品中アレルギー物質によるアレルギーの発症に関しては個人差が大きく、摂取した食品中のアレルギー物質の量と健康危害の有無及び症状の関係について十分には解明が進んでいないことから、義務表示をするに当たって食品中アレルギー物質の含有量による基準を定めるか否かは、今後、要検討。
- また食品の容器・包装に表示する場合には、その表示面積など物理的な限界もあることから、インターネットをはじめとした様々な情報関連技術を活用し、表示を含む個別の食品に関する情報が容易に入手できるシステムを構築することについても、今後、要検討。

※2遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示について 平成12年7月13日 (食品衛生調査会表示特別部会報告書)

1 表示義務化の必要性

国際的な動向も踏まえ、消費者の健康被害の発生を防止する観点から、食品衛生法においてもアレルギー物質を含む食品にあっては、それを含む旨の表示を義務付けることが必要。

2 表示の対象範囲と表示方法

(1) 対象範囲

「容器包装された加工食品」とすることが望ましい。

(2) 表示方法

過去の健康障害などの程度、頻度を考慮して重篤なアレルギー症状を起因する実績のあった食品について、その原材料を表示させる「特定原材料名表示」方式とすることが適当。

(3) 含有量との関係

アレルギー物質を含む食品にあっては、その含有量にかかわらず当該原材料を含む旨を表示することが必要。ただし、高価な原材料が特定原材料である場合には、例えば5%未満、エキス含有など、それらの含有量、形態に着目した表示も併せて記載されることが望ましい。

3 特定原材料

- 我が国における過去の健康危害の実情を調査し、過去に一定の頻度で血圧低下、呼吸困難又は意識障害等の重篤な健康危害が見られた症例から、その際に食した食品の原材料の中で明らかに特定された原材料を、特定原材料とする。
- 特定原材料は以下のとおりとし、今後は国内の健康危害に係る実態調査及び文献調査結果並びにコーデックス委員会での表示対象品目の改正に応じ、適宜特定原材料の見直しを行うことが望ましい。あわび、イカ、いくら、エビ、オレンジ、カニ、キウイフルーツ、牛肉、牛乳、くるみ、小麦、さけ、さば、そば、大豆、卵、チーズ、鶏肉、ピーナッツ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、リンゴ(合計24品目)